

生産性向上特別措置法に基づく 先端設備等導入計画に係る認定状況について

1 事業内容

平成30年6月6日、「生産性向上特別措置法」が施行され、関連して東京都も都税条例を改正したことにより、労働生産性（※1）を一定程度向上（年平均3%以上）させるために積極的に設備投資を行う中小企業者（※2）を支援する環境が整備された。これを受け、区でも先端的な設備（※3）の投資等を行う中小企業者を支援するため、「先端設備等導入計画」（以下「計画」という。）の認定受付（※4）を開始した。

※1 労働生産性

$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / \text{労働投入量}$ （労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）

※2 対象となる中小企業者

中小企業等経営強化法第2条第1項のとおり（下表は主な対象業種）

業種分類	資本金又は出資金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※3 先端的な設備の内容

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備
対象設備：機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、
ソフトウェア

※4 認定要件

認定経営革新等支援機関（企業の財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っていると国が認定した者）による労働生産性向上に関する確認を受けていることが必要。また、その内容が、国が策定した「導入促進指針」及び、計画の申請先である導入設備の所在区市町村の考え方に合致する場合に、区市町村から認定を受けられる。

2 計画認定後の支援内容

- ・税制措置…生産性向上に必要な機械装置や工具、備品等の設備を取得する場合、固定資産税が3年間免除。（都税事務所への申請が必要）

税制措置対象設備

要件①：一定期間内に販売されたモデル（中古資産は対象外）

要件②：生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

※要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要がある。

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※）	全て	60万円以上	14年以内

※償却資産として課税されるものに限る。

- ・金融支援…民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証について別枠の追加保証や保証枠拡大等が受けられる。（信用保証協会と要事前相談）
- ・予算支援…認定事業者には、国の補助金（例：「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」（ものづくり・サービス補助金））における優先採択（審査時の加点）

3 計画認定受付開始日

平成30年7月6日

※税制措置を受けるには、平成33年（2021年）3月31日までに区の認定を受けるとともに、区の認定後に設備取得を完了しておく必要がある。

4 認定状況

（1）認定件数

6件（平成30年8月3日現在）

うち、ものづくり・サービス補助金採択件数：5件

※業種内訳

業務用機械器具製造業1件、生産用機械器具製造業2件、金属製品製造業1件、印刷・同関連業2件

（2）認定内容

・導入先端設備等

コンピュータ制御で自動化された旋盤、旋盤型複合加工機、高精細印刷機など11設備

・導入設備平均金額

17,004千円

（参考）設備投資の目的

- （1）航空機用エンジン部品による高効率加工技術の実現
- （2）人気が高まる清涼菓子のブランド力向上に向けたラベル印刷の生産性向上計画
- （3）生産性向上による2020年に向けた防災機器や給電機器の需要の生産体制確立
- （4）歯科用ドリル製造のノウハウを用いて、外科用ドリル市場に参入
- （5）高能力印刷出力機の導入と生産性向上により競争力強化を図る。